



令和8年1月26日
海事局安全政策課
海洋・環境政策課

国際海事機関(IMO)第12回船舶設計・建造小委員会(SDC 12)の開催結果概要

～我が国提案に基づく推進操舵装置の合理的な安全基準策定の方針が合意されました～

令和8年1月19日から23日にかけて、IMOの第12回船舶設計・建造小委員会(SDC 12)が開催されました。今次会合では、我が国等の提案に基づき、船舶の多様な推進操舵装置を踏まえた合理的な安全基準の策定に向けた作業方針や、船舶からの水中騒音低減のための義務化の検討開始を少なくとも2年間見送ることなどが合意されました。

1. 推進操舵装置に関する海上人命安全条約(SOLAS条約)改正

従来型の推進操舵装置(1つのプロペラと1つの舵で構成された装置)の要件について規定されているSOLAS条約を近年の推進操舵装置(ウォータージェット、旋回式スラスター等)にも対応させるための議論が2024年1月のSDC 10より開始されました。

その際、欧州連合から船舶の航行にあたって不必要に厳しく、外乱がある実際の海上では試験できない安全基準が提案されたため、我が国は欧州連合及びノルウェーと協議を重ね、現在の船舶の性能とその安全性を鑑みた合理的な要件を策定するための作業方針の共同提案を今次会合で行い、合意されました。

次回会合では、現在の船舶の操縦性能の具体的な評価の手法とデータに基づいた規制枠組みの策定のための議論が行われる予定です。

2. 船舶からの水中騒音低減のための経験蓄積期間の延長

船舶が発生する水中騒音による海洋生物への影響を低減するため、IMOでは、これまでに船舶からの水中騒音低減に関するガイドラインの策定等を行っております。2024年には、一部の国等から提案されていた水中騒音削減義務化の検討開始は時期尚早との我が国の指摘が認められ、各国・関係者が技術的知見を共有するための3年間の経験蓄積期間(EBP)を設けることが合意されました。

今次会合では、EBPの延長の要否が検討され、我が国は、現時点で水中騒音レベルの評価方法等の技術的知見が十分に蓄積されていないことから、我が国よりEBPの延長を提案し、2年間延長することが合意されました。これに伴い、水中騒音削減義務化の検討開始は先送りされることになります。

上記事項の詳細や、その他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

海事局安全政策課 太巻、池田

TEL : 03-5253-8111 (内線 43-568、43-555)、03-5253-8631 (直通)

海事局海洋・環境政策課 馬場

TEL : 03-5253-8111 (内線 43-926)、03-5253-8614 (直通)



国際海事機関（IMO）第12回船舶設計・建造小委員会（SDC 12）の 主な結果概要

1. 推進操舵装置に関する海上人命安全条約（SOLAS条約）及び関連文書改正

従来型の推進操舵装置（1つのプロペラと1つの舵で構成された装置）の要件について規定されているSOLAS条約附属書第II-1章（パートC）及び第V章並びに関連文書を非従来型の推進操舵装置（ウォータージェット、アジマススラスター、ポッドスラスター等）にも対応させるための議論が2024年1月のSDC 10から本格的に開始されました。

その際、欧州連合から船舶の航行にあたって不必要に厳しく、外乱がある海上では試験できない安全基準が提案されたため、我が国は欧州連合及びノルウェーと協議を重ね、現在の船舶の性能を鑑みた合理的な要件とするための共同提案を今次会合で行いました。この共同提案では、SDC 11以降に三者で実施してきた技術的検討結果を報告するとともに、さらなる検討のため、関心を有する各国に対して船舶の操縦性能データの提出を要請しました。

また、三者共同でプレゼンテーションを実施し、技術的論点と効率的な検討の進め方を丁寧に説明した結果、それらは広く受け入れられ、次回会合において、各国の提出データに基づく詳細な検討を行うことが合意されました。

今後我が国は、我が国建造船舶の操縦性能の実態を踏まえた現実的な規則改正案を提示し、議論を主導していく予定です。

2. 船舶からの水中騒音低減のための経験蓄積期間の延長

船舶の航行に伴い発生する水中騒音（Underwater Radiated Noise : URN）は、クジラやイルカ等の海洋生物への影響を低減するため、IMOは、船舶からの水中騒音低減のためのガイドラインの策定等を進めています。2024年の第81回海洋環境保護委員会（MEPC 81）において、具体的な規制の検討を開始する前に、各国・関係者が技術的知見を共有するための3年間の経験蓄積期間（Experience-Building Phase : EBP）を設けることが合意されました。

今次会合では、「EBPの延長」の要否について検討が行われ、これまでに水中騒音の計測手法等について一定の知見が蓄積されつつあるものの、水中騒音レベルの実用的な評価方法等の技術的知見が十分に蓄積されていないことから、我が国より、EBPを2年間延長することを提案し、これが合意されました。また、エネルギー効率向上と水中騒音低減の両立事例の蓄積等を含む「EBPにおいて実施すべき事項リスト」を我が国より提案し、議論されました。更に、設計の初期段階からエネルギー効率向上と水中騒音低減の両立について考慮するべきことなどの内容を含む技術的ガイダンスについて、合意されました。

これらの「EBPの延長」と「技術的ガイダンス」は、今年4月に開催されるMEPC 84において、承認に向けた審議が行われる予定です。

3. 機関区域からの脱出設備の設置場所に関する検討

SOLAS条約附属書II-2章/第13.4規則に規定される、「機関区域の下部（lower part）」からの脱出設備の入口の設置位置をより明確にするための議論が2025年1月のSDC 11から開始され、同年6月の第110回海上安全委員会（MSC 110）において明確化のためのSOLAS条約

改正の要否をSDC 12で検討することが合意されました。

これを受け今次会合にて検討した結果、安全上の懸念が認められないことを理由に改正は不要であると結論付けられ、関連する議論を終了することが合意されました。

結果として、当該設備の入り口の設置位置は、従来通りSOLAS条約附属書II-2章/第9及び13規則の解釈を提供する回章 (MSC.1/Circ.1511/Rev.1) に示される “機関区域の下部 (lower part) を最下層甲板レベル、プラットフォームまたは通路 (lowest deck level, platform or passageway) ” と解釈して設置されることに変わりありません。

以上